

## 政策 2 - (1) -

### 1. 政策及び 15 年度重点施策等

<b>政策</b>	行政手続きのオンライン化の推進
<b>15 年度重点施策</b>	申請・届出等手続きのオンライン化
<b>参考指標</b>	申請・届出等手続きオンライン化の状況《オンライン化比率 15 年度末に 100% を目標》

### 2. 政策の目標等

<b>分野</b>	情報
<b>課題</b>	国民サービス向上のための行政の情報化

### 3. 政策の内容

行政の情報化は、行政のあらゆる分野への IT の活用とこれに併せた既存の制度・慣行の見直しにより、国民や企業の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資することを目的としています。

特に、国や地方公共団体等に対して、書類の提出という形で行われている行政手続きについて、そのオンライン化が実現されると、国民や企業が行政手続きを時間的・地理的な制約なく行うこと、つまり、自宅や職場からインターネットを使って、原則として 365 日 24 時間行政手続きを行うことが可能となり、国民や企業の利便性が飛躍的に向上すると考えられます。

行政手続きのオンライン化を実現するため、金融庁では、その扱う全ての申請・届出等手続きについて、国民や企業が自宅や職場からインターネットを使って金融庁のホームページにアクセスすることにより行政手続きを行うことが可能となるシステムの整備等を計画的に行うこととしています。

### 4. 現状分析及び外部要因

行政の情報化は、高度情報通信ネットワーク社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策をまとめた「e-Japan 重点計画 - 2002」（平成 14 年 6 月 IT 戦略本部決定）において、重点政策の一つに位置づけられています。また、その中で、各府省は、国民等と行政との間のすべての申請・届出等手続きについて、平成 15 年度までのできる限り早期にオンライン化を実施することとされています。

また、「電子政府構築計画」(平成15年7月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において、各府省は、平成15年度末までに手続のオンライン化を着実に実施することとされています。

## **5 . 事務運営についての報告及び評価**

### (1) 事務運営についての報告

金融庁が所掌する申請・届出等手続の電子化については、「金融庁所管行政手続等の電子化推進に関するアクションプラン」(平成14年8月金融庁行政情報化推進委員会決定。以下「アクションプラン」という。)に基づき計画的にシステム整備等を行っています。

#### 基盤整備の状況

電子申請・届出システムの運用時間を原則24時間365日となるようシステム基盤の整備を行いました(システムメンテナンス等によるサービス停止を除く)。

#### 申請者等が利用しやすいシステムの開発

汎用受付等システムの開発にあたっては、申請者等(国民や企業)が利用しやすくなるよう、次のような工夫を行いました。

##### ア．体験版の整備

申請者が初めて申請を行う際に作業がスムーズに行えるよう、事前にシステムの機能等を確認することができる電子申請・届出システム(体験版)を整備しました。

##### イ．手数料等の電子納付

手数料等の納付について、従来の印紙による納付に加え、金融機関のインターネットバンキング等を利用した電子納付を行えるようにしました。

##### ウ．代理人による申請・届出

申請者本人が委任内容の事前登録を行うことで、代理人による申請(届出)を行えるようにしました。

##### エ．連名による申請・届出

実際に申請データを送る代表者を含め、最大10名までの連名による申請(届出)が行えるようにしました。

##### オ．電子公文書発行

許認可書などの公文書発行を伴う手続について、従来の紙による発行に加え、電子データによる公文書発行を行えるようにしました。

## (2) 評価

金融庁では、「金融庁電子申請・届出システム」を開発し、平成 15 年 3 月 20 日に一部の行政手続（652 手続）について、従来からの書面による手続に加え、インターネットを利用したオンラインによる手続が可能となりました（なお、E D I N E T 関係の 4 手続については、平成 13 年 6 月 1 日、E D I N E T システム稼動にあわせてオンライン化実施済。）。その後、アクションプランに基づき、共管手続等の残りの行政手続についても開発を行い、平成 16 年 3 月 29 日より、金融庁（財務局、財務支局及び沖縄総合事務局が申請等の窓口となる金融庁所管の手続を含む。）が扱う申請・届出等の手続 1,398 手続全件について、オンラインによる手続が可能とされたところ です。平成 13 年度以降のオンライン化の状況は下表のとおりです。

また、今まで月曜日から金曜日（祝日を除く。）の 9 時 30 分から 17 時 45 分までであったオンライン申請受付時間について、平成 16 年 3 月 29 日より、原則 365 日 24 時間受付可能となるよう措置をしたところです。

金融庁に対して行われる申請・届出等手続のオンライン化の実施は、申請者等の利便性の向上に寄与するものであり、今後、オンライン申請が定着することによりその効果がさらに高まることが期待されます。

### 【資料 1 個別行政手続のオンライン化の状況】

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	合 計
オンライン化実施済手続数	4 手続	652 手続	742 手続	1,398 手続

## 6. 今後の課題

電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、金融庁としても電子政府構築計画等に則し、引き続き電子政府の実現に向けた行政情報化の推進に努めていく必要があります。

行政手続きのオンライン化の推進に関しては、上記のとおり、アクションプランに基づき、金融庁（財務局、財務支局及び沖縄総合事務局が申請等の窓口となる金融庁所管の手続を含む。）が扱う申請・届出等の手続 1,398 手続全件について、オンラインによる手続が可能とされたところですが、今後は、「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム見直し方針」（平成 16 年 7 月 29 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議幹事会決定。）に則り必要な措置を講ずるとともに、広報誌・関係団体等を通じオンライン利用が可能な手続きやその利用方法を周知するなどにより、オンライン利用の普及向上に取り組む必要があります。

平成 17 年度において、「金融庁電子申請・届出システム」の運用・保守のための予算要求を行う必要があります。

## **7．当該政策に係る端的な結論**

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

## **8．学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

## **9．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）**

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、個別行政手続のオンライン化の状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 申請・届出等手続オンライン化のための基盤整備の状況
- ・ 個別行政手続のオンライン化の状況

## **10．担当部局**

総務企画局総務課